

国立大学法人岡山大学職員兼業規程

〔平成16年4月1日〕
岡大規程第12号

改正 平成19年3月30日規程第39号

平成28年3月31日規程第14号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学職員就業規則(平成16年岡大規則第10号)第39条第2項の規定に基づき、国立大学法人岡山大学(以下「法人」という。)に所属する職員の兼業に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 職員の兼業に関しては、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(兼業の種類)

第3条 兼業とは、職員が職務として行う業務以外のすべてのものをいい、次の3種類とする。

- 一 営利企業の職を兼ねる場合(以下「営利企業兼業」という。)
- 二 自ら営利を目的とした事業を行う場合(以下「自営兼業」という。)
- 三 その他営利を目的としない事業又は事務に従事する場合(以下「非営利企業兼業」という。)

(承認手続)

第4条 職員が兼業を行う場合は、事前に所定の兼業承認申請書を提出して、学長の承認を得てから実施することとする。ただし、次に掲げる場合は、学長の承認を要しない。

一 短期間兼業

- イ 2日以内の場合
- ロ 3日以上7日以内で、総従事時間数が10時間未満の場合

二 小規模自営兼業

- イ 農業、牧畜、酪農、果樹栽培、養鶏等を行う場合で、主として自家消費に充てることを目的とする小規模な場合
- ロ 独立家屋の賃貸については、独立家屋の数が5棟未満の場合
- ハ 独立家屋以外の建物の賃貸については、賃貸することができる独立的に区画された一の部分の数が10室未満の場合
- ニ 土地の賃貸については、賃貸契約の件数が10件未満の場合
- ホ 駐車場の賃貸については、駐車台数が10台未満の場合
- ヘ 不動産又は駐車場の賃貸に係る賃貸料収入の額(これらを併せて行っている場合には、これらの賃貸に係る賃貸料収入の合計額)が年額500万円未満の場合
- ト 太陽光電気(太陽光発電設備を用いて太陽光を変換して得られる電気をいう。)の販売に係る太陽光発電設備の定格出力が10キロワット未満である場合

2 前項の承認申請は、部局長を経由して、本務の遂行に支障を生じるおそれがないことを確認の上、行うこととする。

(兼業承認期間)

第5条 兼業の承認は、原則として、2年以内とする。ただし、法令等に任期の定めのある職に就く場合は、5年を限度として承認することができる。

(承認基準)

第6条 次の各号の一に該当する場合は、原則として兼業を承認することができない。

- 一 兼業に従事することが法人の職員として誠意と責任をもって職務を遂行することに抵触する場合又はそのおそれがある場合
- 二 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響を与えるおそれがある場合
- 三 法人の職員としての信用を傷つけ、又は法人全体の不名誉となるおそれがある場合
- 四 職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じるおそれがある場合
- 五 職員の職責と兼業先との間に、特別な利害関係がある場合、又はその発生のおそれがある場合

(兼業の承認)

第7条 学長が承認を与えることのできる兼業の内容は、次のとおりとする。

一 営利企業兼業

- イ 技術移転事業者（TLO）の役員（監査役を除く。）になる場合
- ロ 職員の研究成果が活用される企業の役員になる場合
- ハ 株式会社等の監査役になる場合
- ニ 特許関係の管理会社の役員になる場合
- ホ その他技術移転又は研究成果の活用を図るため、特に必要があり、かつ、利益相反・責務相反の問題がないと認められる場合

二 自営兼業

- イ 不動産又は駐車場の賃貸については、入居者の募集、賃貸料の集金、不動産の維持管理等の管理業務を事業者に委ねる等（親族による管理も含む）により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかな場合
- ロ 不動産又は駐車場の賃貸以外の事業については、職員以外の者を当該事業の遂行のための責任者としていること等により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかな場合
- ハ その他当該兼業が相続、遺贈等により家業を継承した場合等、真にやむを得ないと認められる場合

三 非営利企業兼業

- イ 民間企業付設の医療・教育施設等の非常勤医師・講師に従事する場合
- ロ 民間企業での研究開発に従事、又は研究開発に関する技術指導に従事する場合及び経営又は法務に関する助言を行う場合
- ハ 公益性が強く法令等で学識経験者から意見聴取を義務づけられている場合
- ニ 技術移転事業者が行う他の企業に対する技術指導に従事する場合
- ホ 技術移転事業者が行う技術に関する研究成果の発掘、評価、選別に関する業務に従事する場合
- へ 地方公共団体の各種委員会、審議会委員の職を兼ねる場合
- ト 公的研究所及び学校法人、医療法人、財団法人、特殊法人等公的法人の非常勤の職を兼ねる場合
- チ 公・私立学校、各種学校の非常勤講師の職を兼ねる場合
- リ 上記以外のもので、職員の職務遂行上、学長が有益と認める場合

2 学長は、兼業の承認を与えるに当たっては、必要に応じて兼業審査委員会に審査を委ねることができる。兼業審査委員会に関する事項は、別に定める。

(勤務時間内の従事)

第8条 次の各号に定める兼業は、事前に学長の承認を得て、職務として勤務時間内に従事することができる。この場合、法人と兼業先との契約により、兼業先が適正な費用を

負担する場合には、当該費用は法人の収入とする。

- 一 国又は地方公共団体の審議会等の委員等
- 二 事業が学内に限定された法人等の役員等
- 三 前2号に準ずるものと認められる場合
- 四 その他特に公共性が強く、地域社会への貢献が高いと認められる場合（短期間兼業を含む。）

（職を異動した場合）

第9条 兼業の承認を受けた職員が、人事異動等により職に異動が生じた後も引き続き兼業するときには、当該異動後30日以内に新たに承認を受けなければならない。

（兼業の中止）

第10条 職員は、学長の承認を受けた兼業であっても、本務の遂行に支障が生じるおそれがあると認められる場合には、その兼業に従事してはいけない。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、国家公務員として許可又は承認を受けている兼業については、この規程により学長の承認を得たものとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。